一宮市ブロック塀等撤去費補助事業における 完了実績報告の提出書類について(注意事項)

一宮市ブロック塀等撤去費補助事業における完了実績報告時の提出書類について以下のことに注意してください。なお、報告期限は工事完了日から30日以内又は令和7年1月31日までのいずれか早い期日までとなります。

◆領収書の写しまたは請求書の写し

申請時の見積書と請求書等が相違がある場合、見積書又は契約金額の内訳書の添付が必要です。

※工事金額に変更があり、補助額が変更になる場合は変更申請が必要となります。

◆工事後の写真

<u>ブロック塀等を**撤去したことが確認できる写真**(2、3枚程度)の添付が必要です。</u> 完了時の写真は、ブロック塀等を除却したことが分かるよう工事前の写真と同じ位置 から撮影してください。

◆工事請負契約がわかる書類の写し

契約書等の契約日及び着手日は補助金交付決定通知書の交付日以降です。

工事の着手は、決定通知書の交付日以降に行ってください。 契約書等には印紙税法上、契約額に応じた**収入印紙の貼付**が必要です。

契約書の完了日を過ぎてはいけません。

期日を過ぎて工事を完了した場合、新たに変更契約等が必要です。

◇工事の計画に変更が生じた場合または工事が中止となった場合

次のいずれかに該当する場合、補助金交付変更申請書が必要です。

- ①補助金の額の変更が生じた場合
- ②申請者が変更になった場合

工事が中止となった場合、補助金交付申請取下届が必要です。

※その他ご不明の点があれば、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】 一宮市建築部建築指導課 建築安全推進グループ 電話(0586)28-8644(直通)